

Title	「させていただく」表現の使用における広がり：その構造的側面
Author(s)	ヘッティヤーハンディ, ワッサラー ディシルワ
Citation	間谷論集. 2020, 14, p. 99-119
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/89867">https://doi.org/10.18910/89867</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

〈研究論文〉

## 「させていただく」表現の使用における広がり —その構造的側面—

ヘッティヤーハンディ・ワッサラー・ディシルワ

〈キーワード〉 させていただく させてもらう 使役の希薄化 謙譲語 表現形式

### 1. はじめに

#### 1-1. 研究動機

日本人母語話者の中には、「させていただく」を用いた所与の表現（以下、単に「させていただく」と表記）、例えば、「休ませていただきます。」のような非過去断定形を適切だと判断する人も不適切だと判断する人もいる。判断がなぜ相反するのだろうか。さらに、謙譲語と組み合わさった「拝見させていただきます」は誤用だと批判されることがあるにもかかわらず、その使用が広がったのはなぜだろうか。何らかの言語学的な背景があるのだろうか。かつては誤用であったとしても使い続けることによって正用になることは言語の歴史の中でよく起きる。従って、「謙譲語+させていただく」も現在進行中の変化であると言える。その変化の現状を捉えると共に原因を探ることは、当該表現の進展や方向性を理解するためにも重要である。

#### 1-2. 本稿の目的

先行研究では、「させていただく」の使用範囲が拡張し、本来の用法から変異した用法があるという指摘がある。ディシルワ（2019）のアンケート調査でも「拝見させていただく」のような「させていただく」が謙譲語と共に使用されている例について興味深い結果が得られた。それは「謙譲語+させていただく」は敬語的に過剰で不適切であると判断する母語話者がいる一方で、許容する母語話

者も少なくないことである。さらに、「させていただきます」のような非過去断定形もよく使用されているにもかかわらず、先行研究では失礼に感じると指摘されている。しかし、母語話者がなぜそのように感じるか、その背景にはどのような要因があるかは詳しく説明されておらず、「相手の許可(恩恵)を得て自分の行為を許してもらう」という典型的な用法以外の用法がなぜ使われるようになったかは十分に解明されていない。本稿の目的は「基本から離れた」そのような用法が許容されるようになった原因を言語学的な観点で明らかにすることである。

その目的を達成するために先行研究の見解を踏まえつつ、下記の通り考察していく。第2章では、先行研究において「させていただく」の意味や用法についてどのような説明や解釈がされているのかを概観する。第3章では、「させていただく」の丁寧さは意味論的・統語論的にどう解釈できるかを論じ、第4章では、「させていただく」における謙讓語および非過去断定形の使用の広がりについて、その構造的背景を探る。

## 2. 「させていただく」に関する先行研究

### 2-1. 「させていただく」の使用条件および意味用法について

文化庁の「敬語の指針」(2007)では、「させていただく」は「敬語の形式」とされ、基本的には自分側が行うことを、ア)相手側又は第三者の許可を受けて行い、イ)そのことで恩恵を受けるという事実や気持ちのある場合に使用されると記されている。

「させていただく」の意味用法については、菊地(1997ab)、井口(1995)、滝浦(2016)等が詳しい。菊地(1997b)は当該表現の意味用法を①(本当に)恩恵・許しをもらう場合、②恩恵・許しを得てそうすると捉えられる場合、③恩恵・許しを得てそうすると(辛うじて)見立てることができる場合、④恩恵・許しを得てそうするとはまったく捉えられない場合、の四つに分類した。そして、①～③の場合、恩恵・許可の捉え方に個人差が見られるものの、許可・恩恵の与え手を高めるという面では本来の用法に当たるが、④は、本来の機能とは異質で、単に「何かを「する」ことを、自分を低めて述べる」だけの用法になっていると述べている。さらに、④は規範的には(現時点では)誤りで、新しい用法で

あると述べ、菊地（1997a）でも、聞き手の許可と関係のない話で自分の行為をへりくだって述べる謙譲語として使う、そのような用法はかなり奇異であると指摘している。

井口（1995）は「させていただく」の用法を三つに分類している。それは、菊地（1997a）の分類①、②、④と一致する。井口（1995）は結婚披露宴の使用例では、本流である①に対応する例が見当たらず、②に対応する例が一番多かったと述べている。

宇都宮（2005）は、「させていただく」の構造を基に、「本来の意味」を下記のように規定した。

- 「行動の主体である自分」が「行動に関係する人物」に、ある行動を行う「許可」の意を得る（または得た）。
- 「許可」を得たことに「恩恵」を感じ、「行動に関係する人物」（＝「行動許可者」）を高くし、「自分」を高くしない、ことを兼備したものである。

この規定では、ある行動の「許可」を与えると想定される人物を「行動の許可者」と名付け、表現形式全体の「行動の決定権」を持つ人物と分けて整理した点、「恩恵」と「行動の許可」を分けて考えた点、「相手」ではなく「行動の許可者」を高くする表現であると考えた点が特徴的である。さらに、宇都宮（2005）は新聞記事の使用実例の調査を基に、「させていただく」を「行動」、「行動の許可者」、「利益」、「恩恵」などの観点から三つのタイプに分類している。それは、本来の意味の用法（行動許可者が本当に許可をした場合）、許容範囲の用法（行動の許可者が許可をしたと見立てることができる場合）、検討を要する用法（行動許可者を特定することができない場合）である。

米澤（2001）は「させていただく」の用例の約6割が相手からの明確な使役行為がうかがえない拡大用法となっていると指摘し、その拡大用法を、話し手の行為の申し出、話し手の行為の遂行宣言、話し手の自分対立的な被使役行為者としての認識、の三つに分類している。また、滝浦（2016）も、違和感のありうる「させていただく」を「無許可」型（＝聞き手は許可していない）、「実質強制」型（＝聞き手は拒否できない）、「無関係」型（＝そもそも聞き手と関係ない）という3類型にまとめている。

以上のように、先行研究では「許可」と「恩恵」の2要素を備えた基本的用法と、それらの存在、特に前者の存在が明白でない、ないし、その存在を前提としない拡張的用法があることが指摘されている。

## 2-2. 「させていただく」の待遇表現性について

菊地 (1997b) は、2-1 節で挙げた④の用法は敬語の種類という観点から他の用法とは異質であると述べている。謙譲語には動作の相手を高める働きをもつもの(謙譲語 A) と単に聞き手に対して自分側の行為を低くして述べるだけのもの(謙譲語 B) がある。①～③は謙譲語 A に相当するが、④は謙譲語 B に相当する使われ方をしていると指摘している。

菊地 (1997a) は「させていただく」を自分の行為をへりくだって述べる謙譲表現(謙譲語 B) として使うのはかなり奇異であると述べているが、日高 (1995) は「～していただく」と「～させていただく」を比較しながら、前者と違って後者は、謙譲語によって相対的に高めるべき補語(与格名詞句: 筆者) が想定できない場合や高めるべきではない人物を与格名詞とする場合にも使用可能であると論じている。

仁科 (2009) では、「させていただく」は、謙譲語の機能をもつと述べている。当該の構文は、本来、特定の行為の許可者が想定できる文脈で用いられるものであったが、現在の用法では、そうした行為の許可者が実際には想定できない場合でも、あたかもその行為が誰かの許可によって行うものであるかのようにへりくだりの表現として機能するようになっておりと主張している。

米澤 (2001) は、「させていただく」は現代において定着をみた語であるため、現代人の待遇意識が強く反映された表現だと主張し、さらに、恩恵の与え手を主語にして述べなければならない「てくれる」と異なり、「てもらう」を用いることでその許可の与え手を自由に想定でき、「おかげさま」的発話がそこにあると述べている。

山里 (2010) は「させていただく」は敬語形であると捉え、「させてもらう」が使われにくくなってきている原因は、「もらう」自体に敬意を感じ取る人は少なく、「させてもらう」からは敬意より押し付けや強制の意を感じ取りやすい傾

向があり、その結果、「させていただく」が誕生したと主張している。

ディシルワ (2019) のアンケート調査<sup>1</sup>では、「この度、主演男優賞を取らせていただきました。」、「10月から入院して今日退院させていただきました。」、「この3月に大阪大学を卒業させていただきました。」、「皆さんご存知の通り、先月結婚させていただきました。」の例は全て聞き手から許可を得て行う行為ではないと解釈されたため、多くは適切ではないと回答したが、当該例を適切であると答えた母語話者も若干名いる。その理由は、文全体がへりくだりの表現として機能していることを優先して捉えたからだと考えられる。

先行研究では、「させていただく」が謙譲語として機能していることを指摘しているが、興味深いのは、それが謙譲語の「いただく」が使われているからという単純な理由ではなく、許可者との関連で述べられている点である。

### 2-3. 「させていただく」の表現形式について

「させていただく」の表現形式（文末形式、文型）については菊地 (1997a) と宇都宮 (2005) に指摘がある。菊地 (1997a) は、本当に許可を得る必要がある場面では「させていただきます。」と「言い放つ」のは失礼になり、「させて下さい」と頼む形をとるべきであり、さらに、許可されるのが当然というわけでもないことを頼む場合、相手の意向を尋ねる形をとるべきだと記している。宇都宮 (2005) では、「文末形式と意味用法との相関について、「本来の意味」の場合は、疑問形で実際に許可求めを行う形のものや過去形が多く、「許容範囲」の場合は、宣言表現が多かったため、「させていただきます。」、「させていただく。」のような言い回しの使用が目立ったと述べている。「検討を要する」用法の場合は、「理解要請表現」(＝自己の感情、認識、知識、などに基づく表現内容が相手に理解されることを表現意図とする文話) が半数もあったため、「させていただいた。」などの過去形が多かったと述べている。

ディシルワ (2009) が行ったアンケートでは「させていただく」の非過去断定形については次のようなことが観察された。暗黙の了解がある場合や許可を得る必要が求められていない慣用的な例の場合の他、許可を得られることが自明であったり、許可を得る必要がなかったり、許可を与える人物が不特定であったり

する場合に、母語話者は違和感を持たない割合が高い。しかし、「1000円預からせていただきます」や電車内のアナウンスである「ドアを閉めさせていただきます」のような場合、多くは「あまり適切ではない」と回答している。ここから「させていただく」の非過去断定形が許容されるようになってきているとはいえ、どの場面でも自然だと捉えられるのではなく、実際にへりくだる必要がある場面でのみ使われていることが理解できる。

このように、先行研究では「させていただく」の表現形式とその用法（基本的か拡張的か）との間に相関性があることが指摘されている。

#### 2-4. 先行研究に対する疑問点

文化庁の「敬語の指針」では「させていただく」は敬語の形式とされ、「許可」と「恩恵」に関する使用の条件が示されているが、「させてもらう」という敬語の形式でない表現もその使用に際しては類似の条件が必要であるように思われる。そうであれば、当該の二条件と敬語はどう関係するのだろうか。これは、2-2節で見た「させていただく」の待遇表現性とも関わる。第3章では、これらのことが「させていただく」の文構造とどう相関するかについて考察する。

「拝見させていただく」のように、「させていただく」が謙譲語とともに用いられることがある。ディシルワ (2019) は、このような例を適切であると判断する母語話者が少なくない一方で、不適切であると判断する母語話者もいるとともに、二重敬語がその不適切な理由だとする意見が挙げられていることを指摘している。この「謙譲語+させていただく」という形式は、「させていただく」の新しい使用の広がりの一つであると考えられるが、先行研究ではこれについて詳しく考察されていない。その中で、日高 (1995) は、使役の希薄化によって「謙譲語+させていただく」が許容されるようになったと論じている。第4章の4-1節においては、「させていただく」の文構造における謙譲語と使役形との関わりを出発点にして、母語話者が不適切だと認識する原因が何であるか、また、なぜ当該の用法が適切だと判断されるかについて詳しく考察する。

菊地 (1997ab) では、自分の行為をへりくだって述べる謙譲語として「させていただく」を使うのは奇異であると述べている。また、塩田 (2016) によると、

「させていただく」には、「使うべきではないと考えられるところで使う」という「運用上の問題」がある。それは、(1)「お宅にお邪魔させていただきます」や未熟だというニュアンスを表す「司会を務めさせていただきます」などの「自分の行動が相手に対して何らかの具体的・心理的な負担、迷惑、不利益を与える」場合と、(2)「ぜひ、そうさせていただきます」「では、すぐに送らせていただきます」などのような「相手の依頼・提案に応える時」に当てはまらない場合に起きると指摘している。滝浦（2016）は違和感のありうる「させていただく」について指摘しているが、なぜ違和感が生じる例が許容されるようになったかについて説明されていない。さらに、相手に許可を得ることが必要な場面で「させていただきます。」と言い放つのは失礼になるとの指摘はあるが、なぜそのような印象が生じるかについては詳しく分析されていない。多くの先行研究でも、「させていただく」の表現形式（疑問文や希望表現や断定形などの文型）と使用の適切性との関連について詳しく考察されておらず、宇都宮（2005）でも、表現形式と意味用法との相関に関する指摘があるものの、なぜそのような相関があるかについては詳述されていない。同時に、多くの先行研究で、そのような「問題がある」「奇異な」使用が実際には少なからず観察されることが指摘されている。ディシルワ（2019）のアンケート調査からも当該の用法が多くの母語話者に許容されていることが見て取れる。このような「させていただく」の使用の広がりが当該表現の文構造とどう関わり、そして、それが表現形式とどう結びつくかについては、4-2節で議論する。

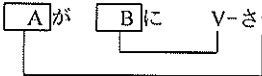
### 3. 「させていただく」の文構造

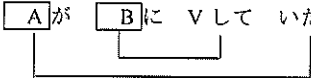
「させていただく」の丁寧さはどこからくるのだろうか。「いただく」という謙譲語のみが丁寧さに結びついているのだろうか。「敬語の指針」を始め、多くの先行研究が、「許可」と「恩恵」が「させていただく」が本来有する中心的意味特性であると指摘している。本章では、この二つの意味特性が「させていただく」の文構造とどう関連するかを考察する。また、「させていただく」の待遇表現性が許可者の存在とどう結びつくかについても考える。

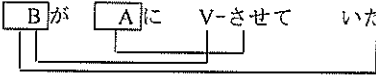


## 3-1. 文構造から見た「させていただく」の基本的意味と待遇表現性

「させていただく」は、動詞の使役形のテ形「～(さ)せて」と授受動詞「もらう」の謙譲語形「いただく」からできている。つまり、「させていただく」は、「使役行為を受けとる」というのが文字通りの意味である。補助動詞としての「～てもらふ/いただく」は「話し手または話し手側の人誰かに恩恵を受けたことを感謝を込めて話し手の側から述べる表現」である。「させていただく」がもつ「恩恵」の意味特性はこの補助動詞が担っている。「許可」の意味特性の由来を考える前に、「させていただく」がどのような文構造をなしているかを観ておこう。

させる：  A=使役者  
B=被使役者で、Vの動作者

していただく：  A=動作Vの受益者  
B=Vの動作者

させていただく： 

B=使役動作「V-させて」の受益者であり、Vの動作者、すなわち、被使役者である。  
A=「V-させて」の使役者

## 【図1 「使役文・していただく文・させていただく文の構造」】

図1は「使役文・していただく・させていただく」の文構造である。「AがBにVさせる」という使役文では、Aが使役者で、Bは被使役者で本動詞Vの動作者である。「AがBにVしていただく」文では、V(して)の動作者はBであり、Aは「いただく」の動作者で動作Vの受益者である。この二つの文を組み合わせた「させていただく」文においては、「V-させて」の動作者、すなわち、使役者Aは補語(ニ格名詞)になり、被使役者BはVの動作者であり、「V-させて」の受益者として「いただく」の主語になる。ここで、注目すべきは、「させていただく」において、主語Bが使役動作の受益者であると同時に、当該の

使役動作における被使役者である点である。使役には大きく「強制使役」と「許容使役」の二種類があるが、「させていただく」においては、被使役者であるBはVすること、AがBにVさせることを望んでおり、従って、当該の使役行為は「強制使役」ではなく、「許容使役」だと解釈される。ここから、主語B（＝被使役者）の動作Vに対してAが「許可」を与えるという意味特性が生じ、そして、その許可によってBが動作を行えるようになれば、Bはそれによって恩恵を受ける。これが文字通りの意味解釈である。

次に「させていただく」が持つとされる丁寧さについて考えてみたい。「敬語の指針」では、「させていただく」を敬語の形式であると述べている。確かに「いただく」は謙譲語なので、敬語の形式であるというのは間違いではない。しかし、この表現を適切に使用するために必要とされる「許可」と「恩恵」は敬語とは直接関係がない。なぜなら、この二つの意味特性は、上で考察したように、使役動詞と授受動詞の組み合わせから意味的に生じるものであり、敬語形式でない「させてもらう」を適切に使用するためにも同じ二条件が必要だからである。では、「させていただく」の丁寧さはどこから来るのだろうか。それには使役が関係しているのではないかという提案を行いたい。使役というのは、使役者が被使役者にある動作を強制的に行わせたり、許可を与えて行わせたりする行為である。つまり、使役者は、動作の実行の可否を決める権限をもつ存在であり、被使役者よりも上の立場にある。特に「許容使役」の場合、被使役者は使役者の許可なしでは動作を行いたくてもできないというのが通常の状態である。自分の行為について、単に「します/いたします」と発言するのではなく、「させていただく」を用いることで、使役者と被使役者の間に存在する、そのような「(権限的)上下関係」を明示的に表現に取り込み、使役者の許可があつてはじめて被使役者にとってプラスとなる行為ができるという意味合いを伝える。「させていただく」において、典型的には使役者は聞き手であり、被使役者は話し手であることを考えると、使役関係を構築することで作り出された上下関係は、日本語の謙譲表現の特徴である「自分を低めることで相手を高める」という概念と平行する。また、「いただく」という謙譲語によって、使役の上下関係と敬語の上下関係は、さらに接近する。使役が授受動詞と組み合わせることで「あなた(ないし第三

者)の許可なしでは、私が望む行為ができない」というような、聞き手(ないし第三者)に対する配慮の気持ちとも合わさり、「させていただく」が丁寧さを表すのではないかと考えられる。

ただし、聞き手(ないし第三者)であるAを使役者として取り込むことは、場合によっては、Aにマイナスの印象を与えることがあり得る。Aは使役者(許可者)として、話し手(被使役者)の動作の実行に責任を持つことになる。しかし、Aを使役者として位置づけたのは話し手である。もしAが話し手の動作の関係者となることを望まない、自分は関係ないと考えている場合、自身が責任者として含まれることに拒否感や違和感を持つだろう。Aのこのような認識は、「させていただく」をどのような場面でどのような表現形式で用いるかにも関わってくる。特に、「させていただきます。」のような非過去断定形を使うと、話し手が勝手にAが許可することを断言し、宣言するような印象を与え、Aにとっては失礼に響くことだろう。

### 3-2. 「させていただく」と「させてもらう」

前節の最後で述べたように、「させていただく」の非過去断定形が不適切に聞こえることがあるのは多くの先行研究でも指摘されている。本節では、「させていただく」が持つそのような意味合いについて、対応する非敬語形の「させてもらう」と比較しながら、あらためて考察する。

非過去の断定形を用いると、相手(使役者=許可者)の意向を聞かずに話し手(被使役者=被許可者)が自分で行為の遂行を決めてしまうという、押しつけがましい印象を相手に与える。そして、非過去断定形が誘発するそのような意味合いが失礼さを感じさせるのである。それゆえ、非過去断定形の「させていただきます。」の使用はしばしば批判の対象となる。しかしながら、非敬語形の「させてもらう」は「させていただく」と同様な構造と基本的意味を持っているにも関わらず、非過去断定形の「させてもらう。」の場合は、そのような印象が生じにくい。ディシルワ(2019)が実施したアンケート調査の結果からもそのような傾向があることが窺える。両者の差はどこから来るのだろうか。

Heffernan(2019)は、関西方言に関してではあるが、「使役形の短縮形+も

らう」の意味合いについて次のように記している：The literal translation of this expression [=～さしてもら（筆者注）] is ‘be allowed to do,’ but in most cases, the speaker does not imply that permission was requested or granted. Rather, this form indicates that the speaker was given an opportunity or the means to do something and shows respect towards those who provided the opportunity or means. つまり、「さしてもら」という表現においては、許可の手続きがあまり重要視されていないということである。

「させていただく」において、「いただく」は謙譲語であり、敬語的に下位並びに上位になる人物が存在する。具体的には、下位になるのは主語、つまり恩恵を受ける人物で、それは被使役者でもある。そして、それに伴い上位になるのは、恩恵を与える人物で、それは使役者である。非過去断定形の「させていただきます。」の場合、許可の手続きを踏んでいない場面では、使役者の意思を尊重せず、無視することになり、敬語的位置づけとの間に齟齬が生じるため、慇懃無礼に感じることになる。一方、「さしてもら」の場合は敬語と関わりがないため、敬語的な上下関係は構築されない。そのため、使役者に関し、上述したような齟齬が生じず、礼儀を欠くような意味合いを持ちにくいと考えられる。つまり、（非過去断定形の）「させていただく」においては、その意味構造だけでなく、授受動詞が敬語形であることから、相手（使役者）から許可をもらうという手続きの現実性・実現性が重視されていると言えるだろう。

#### 4. 「させていただく」の拡張用法とその文構造

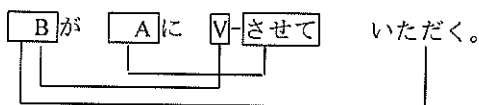
本章では、「基本から離れた」用法が許容されるようになった原因を当該表現の文構造の側面から考察する。具体的には、「謙譲語+させていただく」および非過去断定形の拡張的用法について、各々、4-1節と4-2節で論じていく。

##### 4-1. 「謙譲語+させていただく」

「拝見させていただく」のように「させていただく」が謙譲語とともに使用されている例を適切であると判断する母語話者が少なくない一方で、二重敬語であるため、不適切であると判断する母語話者もいる。「いただく」がすでに謙譲語

であるため、さらに「拝見する」のような謙譲語を重ねて使うのは、二重敬語で、不適切な形だという指摘である。ネット上でも、当該の形は二重敬語であり、その使用は誤りであるとの意見が多く見られる。確かに規範的には二重敬語は正しくないと言われるが、その一方で「お話になられた」のような、本来誤った形である二重敬語が実際に使われることがある。さらには、「お伺いする」のように本来は二重敬語として不適切だったものが現在では例外的に許容されるようになったものさえある。はたして、「拝見させていただく」のような「謙譲語＋させていただく」も、不適切であるはずの二重敬語が誤って用いられ、一部の母語話者には許容される言い回しになってしまったのだろうか。

まず、なぜ「V させていただく」の動詞Vの部分に謙譲語が使われ得るのかについて考えてみよう。「BさんがAさんにV させていただく」という基本形において、本動詞と助動詞、そして、その動作主との関係は以下のように示すことができる。



【図2 「させていただく」における（助）動詞と動作主の関係】

「いただく」は「もらう」の謙譲形であり、「もらう」の動作主（厳密には、「受益者」であるが、ここでは話を単純化するために「動作主」としておく）であるBの敬語的位置づけを下げて表現したものである。一方、使役形が接続している本動詞Vの動作主もBであるため、「いただく」と並行的にVを謙譲形にしてBの敬語的位置づけを下げることは問題ないように思われる。ところが、ディシルワ（2019）によると、[謙譲語＋させていただく]表現を不適切だと答えた母語話者の多くは、当該表現が二重敬語になっていることをその理由に挙げている。確かに、「いただく」の部分だけでなく、Vの部分も謙譲語にしまうと、謙譲語が二つ現れることになる。しかしながら、この場合、二重敬語であるという指摘は当たらない。

二重敬語とは、単独の語に対して同じ種類の敬語を重複して使った間違いである。

(4.1) a. 「帰る」 → 「お帰りになる」(尊敬語) → 「お帰りになられる」  
(二重尊敬語)

b. 「訪ねる／尋ねる」 → 「伺う」(謙讓語) → 「お伺いする」  
(二重謙讓語)

しかし、二つ(以上)の動詞が「て」形で接続されている場合、両方を敬語にしても、それは二重敬語にはならない。文化庁の「敬語の指針」には「二つ(以上)の語をそれぞれ敬語にして、接続助詞「て」でつなげたものは、上で言う「二重敬語」ではない。このようなものを、ここでは「敬語連結」と呼ぶことにする。」と書かれている。

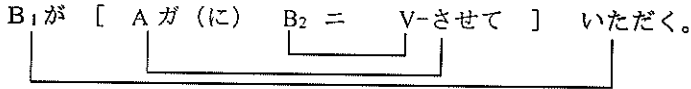
(4.2) a. 「読んでいる」 → 「お読みになっている」／「読んでいらっしゃる」／  
「お読みになっていらっしゃる」

b. 「待っている」 → 「お待ちしております」／「待っております」／  
「お待ちしております」

敬語連結は、二重敬語ではなく、使用しても問題ない正しい敬語形式である。では、「させていただく」はどうかというと、この表現もあきらかに接続助詞「て」によって結びついた形式を持っている。つまり、[謙讓語＋させていただく]は、敬語連結であって、二重敬語ではない。そうすると、[謙讓語＋させていただく]は、適切であることになる。しかし、二重敬語だとする理由は的外れではあるものの、当該の形式を間違いとする意見が多いのはなぜだろうか。結論から言うと、[謙讓語＋させていただく]は、やはり、本来、不適切な形式である。

先に「BがAにVさせていただく」という基本形における(助)動詞と動作主の関係は図2のようになると述べた。しかし、図2は、文の構造としては不正

確である。当該表現の根底には、以下の図3で示したような構造がある。



【図3 「させていただく」の正確な文構造】

[Vさせていただく]文は「AガBニVさせる」という節が「Bがいただく」という節にテ形で接続した埋め込み構造をもっている。つまり、当該の文は「AがBにVさせるということをBがもらう」という意味構造を有し、これが「AがBにVさせることでBがそこから恩恵を受ける／BがAに(使役的)許可をもらってVする」という用法につながっている。図3において留意すべきは、B<sub>1</sub>とB<sub>2</sub>は同一人物であるが、文構造上は別物であるという点と、B<sub>1</sub>は「いただく」の主語であるが、B<sub>2</sub>は使役形「Vさせる(Vさせて)」の目的語であるという点である。

通常、謙譲語や尊敬語は、使役形にならない。

- (4.3) a.\* 拝見させる      b.\* お書きさせる      c.\* ご覧にならせる

理由は、謙譲語や尊敬語は、動詞の(表層的)主語と呼応する形式だからである。謙譲語は主語の敬語的位置づけを下げ、尊敬語はそれを上げることが、両者の文法的意味操作である。「AがBにVさせる」という使役文において、本動詞Vの動作主Bは、主語ではなく、目的語である。したがって、Vを敬語形にして、目的語であるBの敬語的位置づけを下げたり上げたりしようとしてもそれは文法的に許されない。そして、[謙譲語+させていただく]が不適切だと認識されたのは、まさに、これが原因なのである。図3で示したように、Vの動作主は、文の構造上は、B<sub>1</sub>ではなく、(表層には現れない)B<sub>2</sub>である。しかし、後者は、文法的には目的語であるため、それをターゲットにして本動詞Vの部分謙譲語にすることはできない。

謙譲語の使用が不適切な理由が二重敬語でなく、使役形にあるのであれば、以下の言い回しも適切ではないことになる。

- (4.4) a. 拝見させてもらった。      b. ご紹介させていただきます。

上の例は、Vの部分には謙譲語であるが、文末は「いただく」ではなく、非敬語形の「もらう」になっている。「謙譲語+させていただく」が不適切であるのは二重敬語だからだと主張する立場からすれば、(4.4)の例は、適切な言い回しになるはずであるが、そうだろうか。「謙譲語+させていただく」の不適切性が二重敬語でなく、謙譲語が使役形になっている点にあるという、本稿の主張が妥当であるなら、(4.4)の例も本来は(=文の構造上は)不適切である。

しかしながら、「謙譲語+させていただく」には、説明すべきことがまだ残っている。それは、この言い回しを許容する母語話者が相当数いることである。それは、当該形式が敬語形の使用において間違いがあるため、使用してはいけないという「指南」がネット上で多数見られることから窺うことができる。つまり、そのような間違いを犯す人が少なからず存在するということである。では、なぜ問題の形式が現実によく使われるのだろうか。

その引き金になっているのは、図3のB<sub>2</sub>が表層に現れないことである。その結果、その存在が認識されにくくなり、本動詞Vの動作主は、B<sub>2</sub>ではなくB<sub>1</sub>であると捉えられるようになる。つまり、「BがAにVさせていただく」という文は、下の図4に示すように、誤分析・異分析される。この構造は、実質的に図2と同等であり、先述したように、Vを敬語にできる文法的環境が成立し、謙譲形を使用するに至ったのだと考えられる。



【図4 「させていただく」の異分析】

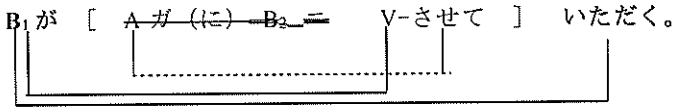


さらに、図4のような構造に基づく「謙譲語+させていただく」という表現の誕生は、本来、使役形が拒絶すべき謙譲語を受け入れたということであり、それは、「Vさせて」の使役としての機能や存在が希薄になっていることを示唆する。日高(1995)も、「謙譲語+させていただく」の用法では、主語の人物が「受益者」かつ「被使役者」になり、主語は補語との相対的な関係からではなく、「受益・被使役者」としての解釈から絶対的に低く位置付けられることになる」と述べており、本稿の分析はこれと軌を一にしている。しかし、「拝見させていただきませんか。」のように聞き手(=使役者A)の存在を意識した使用もあるので、本稿では「謙譲語+させていただく」の使用において主語が絶対的に位置付けられるとは限らず、補語(=使役者A)との相対的な関係が存在する用例もあると考えており、この点は日高(1995)と異なる。

#### 4-2. 非過去断定形

先に、非過去断定形の「させていただきます。」が押しつけがましく、失礼に感じるのは、使役者の許可を得るという手続きを踏まないまま、被使役者である話し手が自分の行為の実行を宣言しているためであると指摘した。しかし、当該の形式を不適切であると判断されない場合がある。例えば、明示的に許可を得る手続きが不必要であったり行為の許可者が不特定だったりする場合である。また、菊地(1997b)が挙げる用法の④や滝浦(2016)の「無関係」型のように許可者の存在を想定していない場合にも使用されることがある。

前節で「謙譲語+させていただく」の誕生に伴い、使役機能が希薄になっている可能性があることを示唆した。そのきっかけは、被使役者 $B_2$ が表層に現れないことであった。そして、使役行為(許可行為)の存在が希薄になると、その影響は使役者Aの存在の希薄化にも及ぶ。つまり、図5が示すような“構造変化”が生じると考えられる。使役行為及び使役者Aの存在が希薄になれば、それらに対してあまり気を遣わなくてもかまわなくなる。



【図5 「させていただく」の使役の希薄化】

「謙譲語+させていただく」の使用には、被使役者 B<sub>2</sub>の不在という認識が背景にあった。被使役者 B<sub>2</sub>に加え、使役者 A も存在せず、さらには、本動詞 V に謙譲語も使用されているとなると、もはや使役という行為はないに等しく、使役形は形骸化していると言ってもよいだろう。その結果、「拝見させていただきます」のような「謙譲語+させていただく」の形式は、「拝見します」と実質的に同じ意味を表していると感じられる。謙譲語との組み合わせ以外にもそのような意味用法が広がると、菊地 (1997b) が述べているように、「させていただく」は概念的に「B<sub>1</sub>が V いたす」と同等になり、「させて」と「いただく」の組み合わせというよりは、「いたす」に相当するような一体化した表現として認識されるようになる。図6を参照。



【図6 「させていただく」の一体化】

「させていただく」が図6のような再構造化にまで至ると、非過去断定形に対しても違和感がなくなり、「貴重なご意見ありがとうございました。今後の検討課題とさせていただきます。」のような使用が認められる。図6 (や図5) が非過去断定形という表現形式と連動する理由は次のように説明することができる。菊地 (1997a) は、本当に許可を得る必要がある場面では、「させていただく」依頼形をとるべきであり、許可されるのが当然というわけでもないことを頼む場合は、相手の意向を尋ねる形をとるべきだと指摘している。宇都宮 (2005) も、「本来の意味」の場合は、疑問形で実際に許可求めを行う形のものが多いと述べて

いる。これは、「させていただく」において、本動詞Vが示す話し手の行為の実行可能性は使役者の許可に依存するため、依頼文や願望文を用いて話し手の意思を許可者である聞き手に伝える必要があるためである。一方、宇都宮（2005）が「許容範囲」の場合、「させていただきます。」や「させていただく。」のような宣言表現の使用が目立つと述べているように、非過去断定形がよく現れるのは基本からはずれた用法においてである。特に本来の用法からかけ離れた拡張用法の特徴として、「恩恵・許しを得てそうするとはまったく捉えられない」（菊地 1997b）、「相手からの明確な使役行為がうかがえない」（米澤 2001）、「行動許可者を特定することができない」（宇都宮 2005）、「行為の許可者が実際には想定できない」（仁科 2009）、「そもそも聞き手と関係ない」（滝浦 2016）等が挙げられる。先行研究の指摘に共通するのは、使役行為や使役者の存在の希薄ないし不在である。それゆえ、拡張的用法では使役者の許可を得るという手順は重視されず、話し手が欲する行為を行うという点のほうに重点が置かれ、その結果、非過去断定形を用いても不適切ではないという判断になると考えられる。このような拡張的用法の背景に図5や図6のような構造が背景にあるというのが本稿の主張であるが、さらに、これらの構造は、菊地（1997b）が本来の用法①～③は謙譲語Aに相当するのに対し、新しい用法④は謙譲語Bに相当すると指摘していることとも合致する。謙譲語Bは、聞き手に対して自分側の行為を低くして述べるだけであり、謙譲語Aと異なり、主語よりも高める対象が文中に存在しない。図3から図6への構造変化は、まさに謙譲語Aから謙譲語Bへの変化を反映させている。

## 5. 結論

本稿では規範的には不適切だとされる、「させていただく」表現の拡張的な使用がなぜ多くの母語話者に許容されるようになったかを文構造の観点から分析した。最初に、「謙譲語+させていただく」が二重敬語ではないことを指摘すると同時に、それが誤りである理由は使役形に求められるべきであることを主張した。加えて、当該の用法がなぜ許容されるようになったかを分析した。具体的には、被使役者のB<sub>2</sub>が表層に現れないために、文全体の主語B<sub>1</sub>がVの動作主と

捉えられた結果、「させていただく」に謙譲語が使用されるようになったことを論じた。さらに、使役行為が希薄化すれば、それに伴って使役者の存在も希薄になることに着目し、使役行為が示す「許可」の必要性も感じなくなり、通常であれば、使役者＝許可者の意向を無視したために慇懃無礼に聞こえやすい非過去断定形が許容されるようになってきたことを明らかにした。

塩田 (2016) は、「させていただく」の「運用上の問題」に加え、「文法上の問題」があると述べている。その文法上の問題というのは、いわゆる「さ入れ言葉」である。これは、「休ませていただきたい」と言うべきところを「休ませさせていただきたい」のように余分な「さ」を入れた形を使ってしまう誤用である。山里 (2010) は「さ入れ言葉」が増加してきていることを指摘しているが、なぜ「さ抜き言葉」ではなく「さ入れ言葉」なのか、使役形単独では現れない「さ入れ言葉」がなぜ「させていただく」において現れるのかについて、他の先行研究でも原理的な説明がなされていない。本稿で提案した「させていただく」の構造変化に加え、「謙譲語＋させていただく」の使用の広がりが深く関与しているのではないかと考えられるが、この「さ入れ言葉」の問題については稿をあらためて考察したい。

#### 注

- 1 2019年に25名の日本人母語話者を対象にウェブと書面で実施したアンケート調査である。その中で、25例の「させていただく」表現についてその適切さを「a. 適切」、「b. やや適切」、「c. あまり適切ではない」の3択から回答してもらい、「b」・「c」の場合は、理由も書いてもらった。

## 参考文献

- 井口裕子 (1995) 「謙譲表現『……(さ)せていただく』について—結婚披露宴における使用例を中心に—」、『國學院雑誌』第96巻第11号、pp.54-66. 國學院大学
- 宇都宮陽子 (2005) 『「待遇表現」としての「～(さ)せていただく」に関する一考察』、『早稲田大学日本語教育研究』6号、pp.29-44. 早稲田大学
- 菊池康人 (1997a) 『敬語』講談社 (1994年初刊、角川書店)
- 菊池康人 (1997b) 「変わりゆく『させていただく』」、『月刊言語』(特集ポライトネスの言語学) 26 (6)、pp.40-47. 大修館書店
- 塩田雄大 (2016) 「“させていただきます”について書かせていただきます」、『放送研究と調査』9月号、pp.26-41. NHK放送文化研究所
- 滝浦真人 (2016) 「第3章 社会語用論」、加藤重広・滝浦真人編『語用論研究法ガイドブック』、pp.77-103. ひつじ書房
- ディシルワ・ワッサラー (2019) 「「させていただく」表現の使用意識について—日本語母語話者とスリランカ人学習者を対象に—」(大阪大学言語文化研究科修士論文)
- 仁科弘之 (2009) 「恩恵授受構文の適正使用条件: 「～させていただく」の使役とその恩恵受理を巡って」、『埼玉大学紀要(教養学部)』第45巻第1号、pp.99-107. 埼玉大学
- 日高水穂 (1995) 「オ・ゴ～スル類と～イタス類と～サセテイタダク—謙譲表現—」、宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法(下)』、pp.676-684. くろしお出版
- 文化審議会 (2007) 「敬語の指針」文化庁
- 米澤昌子 (2001) 「待遇表現としての使役形を伴う受給補助動詞—「～(さ)せていただく」の用法の考察を中心に—」、『同志社大学留学生別科紀要』1号、pp.105-117. 同志社大学
- 山里優 (2010) 「「さ入れ言葉」の増加について」、『國文學』第94号、pp.1-17. 関西大学国文学会
- Heffeman, Kevin (2019) *The Grammar of Kansai Vernacular Japanese*. Kwansei Gakuin University Press

ヘッティヤーハンディ・ワッサラー・ディシルワ

(大阪大学大学院言語文化研究科日本語・日本文化専攻博士後期課程)

## **On some expansions of the use of “-(s)*asete-itadaku*” expression –Their structural aspects–**

DE SILVA Hettiyahandi Wathsala

In this paper, the author will discuss some expansions of the use of *-(s)asete-itadaku* expression based on the sentence structure. The paper consists of five chapters. The first chapter discusses the research motivation and objectives. The second chapter focuses on recently conducted researches in the area of the *-(s)asete-itadaku* expression and discusses the problems identified by those research papers.

The third chapter discusses the allowance and the benefit, which are the two principle semantic properties to be fulfilled when using the *-(s)asete-itadaku* expression. Furthermore, this chapter examines the usage of these properties focusing on determining whether there is a direct semantic relationship between these properties and the syntactic structure of the expression. This chapter also discusses the *-(s)asete-itadaku* expression and its plain non-honorific form known as *-(s)asete-morau*, focusing on the differences with regard to the politeness when using their present declarative forms.

Chapter four introduces the usage of “humble expression + *-(s)asete-itadaku*” formation, and discusses the structural reasons behind its popularity. The latter part of the chapter also explains the unite expression of *-(s)asete-itadaku* and how it generated and introduced the use of present tense declarative form.

The final chapter summarizes the discussions of the paper.